

- ◎ ギャンブル等依存症が多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を制定

## 【法令名】

ギャンブル等依存症対策基本法

【掲載官報】	平成 30 年 7 月 13 日 号外第 154 号 12 ページ
【法令番号】	平成 30 年 7 月 13 日 法律第 74 号
【管轄省庁】	内閣官房
【施行期日】	公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
【法令のあらまし】	<p>1 総則</p> <p>(一) 目的</p> <p>ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。(第 1 条関係)</p> <p>(二) 定義</p> <p>この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいうこととした。(第 2 条関係)</p> <p>(三) 基本理念</p> <p>ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととした。(第 3 条関係)</p> <p>(1) ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。</p> <p>(2) ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に</p>

密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(四) アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮

ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。こととした。(第4条関係)

(五) 責務

国、地方公共団体、関係事業者、国民及びギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を規定することとした。(第5条～第9条関係)

(六) ギャンブル等依存症問題啓発週間

国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日～同月20日)を設けることとした。(第10条関係)

(七) 法制上の措置等

政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。(第11条関係)

2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(一) 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定しなければならないこととし、3(10)の調査の結果等を踏まえ、少なくとも3年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならないこととした。(第12条関係)

(二) 都道府県は、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するよう努めなければならないこととし、3(10)の調査の結果等を踏まえ、少なくとも3年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならないこととした。(第13条関係)

3 基本的施策

基本的施策として、次に掲げる施策を講ずるものとする。こととした。(第14条～第23条関係)

(1) 教育の振興等

(2) ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施

- (3) 医療提供体制の整備
- (4) 相談支援等
- (5) 社会復帰の支援
- (6) 民間団体の活動に対する支援
- (7) 連携協力体制の整備
- (8) 人材の確保等
- (9) 調査研究の推進等
- (10) 実態調査

4 ギャンブル等依存症対策推進本部

- (一) ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること等を所掌するギャンブル等依存症対策推進本部を置くこととし、本部は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき等は、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならないこととした。(第 24 条～第 31 条関係)
- (二) 本部に、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を置くこととし、その委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから任命することとした。

(第 32 条及び第 33 条関係)